

公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会
会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会（以下「協会」という。）の会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によって協会の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 協会の会員とは、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人とする。

(1) 団体会員

- (a) 原則として、資本金3億円以下又は常時勤務する従業員が300人以下の中小企業、協同組合、又は商工組合等（以下「中小企業等」という。）で、協会の目的に賛同して入会した団体。
- (b) 団体会員になろうとする中小企業等は、原則として、当該中小企業等に常時勤務する従業員の全員を所属会員として入会させなければならない。
- (c) 家族従業員、試用期間中の者、常時勤務を要しない者等については、事業主の判断により所属会員として入会させることができる。

(2) 個人会員

協会の目的に賛同して入会した団体会員及びその所属会員以外の会員。

(入会資格)

第3条 この法人に入会することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ア 原則として、福岡市内の中小企業等及び勤務する勤労者及び事業主
- イ 福岡市内に居住し、市外の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主
- ウ その他理事長が適当であると認めた者

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、協会所定の加入申込書に添付書類を付して提出しなければならない。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

(会員の資格取得)

第5条 第2条に規定する会員は、理事長の入会の承認のあった日から会員の資格を取得

するものとする。

- 2 第2条第1号に規定する団体会員が、新たに追加によって所属会員にしようとする者についても、理事長の追加承認のあった日から会員の資格を取得するものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、やむを得ない事由により脱退しようとするときは、脱退届を理事長に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 前項の会員は、理事長の承認のあった日からその資格を喪失する。

第7条 理事長は、会員に次の各号に掲げる事実があったときは、これを除名することができる。

- (1) 会費の納入を継続して3箇月にわたり怠ったとき。
- (2) 協会の事業の受益に関して、偽りその他の不正の行為があったとき。
- (3) 協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (4) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

- 2 前項によって除名された会員は、ただちにその資格を喪失する。

第8条 前2条により団体会員がその資格を喪失したときは、当該団体の所属する会員も同時にその資格を喪失する。

- 2 団体会員は、所属会員が退職又は死亡したとき、所属会員を解雇したとき、または、やむを得ない事由により会員の資格の喪失を求める所属会員がある場合には、会員変更届を理事長に提出し、その承認を得るものとする。

この場合においては、会員は、理事長の承認のあった日からその資格を喪失する。

第9条 会員は、前条に定める場合のほか、その意に反して会員の資格を喪失することはない。

(会員期間の通算)

第10条 会員がその資格を喪失した後6箇月以内に再び会員の資格を取得した場合は、その会員期間を通算することができる。

(理事会への報告)

第11条 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(会費)

第12条 会員が納入しなければならない会費の額は、団体会員の所属会員、個人会員とも1人につき月額600円とし、所定の方法により、毎月協会に納入しなければならない

い。

なお、月初以降15日以前に資格を取得したときは、当該月の会費を納入し、16日以降月末までに資格を取得したときは、当該月の会費を免除する。

また、月初以降15日以前に資格を喪失した時は、当該月の会費を免除し、16日以降月末までに資格を喪失した時は、当該月の会費を納入しなければならない。

2 会費の納入は、前項の毎月払いのほか前納による年間一括払いも受け付けるものとする。ただし、その場合は、1箇月分の会費を減免することができるものとする。

（会費の返還）

第13条 既に納付された会費は、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（会費等の使途）

第14条 第12条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業費に使用し、他は管理費、収益事業、共益事業等に使用するものとする。

（会員の特典）

第15条 会員は、次の特典を享受することができる。

- （1）協会が契約する各種施設を優先的に使用すること。
- （2）協会が刊行する情報誌（各種資料を含む。）を無料で配布を受けること。
- （3）協会が指定する研修会、セミナー等に、割引料金で参加すること。
- （4）その他協会が必要と認めたこと。

（改正）

第16条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

（補則）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会の設立の登記の日から施行する。